

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
古物営業法関係	(1)～(7) (略) <u>(8) 古物法第7条第5項の規定による許可証の書換え</u> (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) <u>古物法第10条第1項又は第3項の規定による競り売りの届出の受理</u> (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) <u>古物法第26条の規定による情報の提供</u> (23) <u>古物法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告</u> (24) <u>古物法第27条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u> (25) (略)	古物営業法関係	(1)～(7) (略) <u>(8) 古物法第7条第2項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> <u>(9) 古物法第7条第4項の規定による許可証の書換え</u> (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) <u>古物法第10条第1項又は第2項の規定による競り売りの届出の受理</u> (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) <u>古物法第27条の規定による情報の提供</u> (24) (略)

(26)	(略)
(27)	<u>改正古物法附則第3条第2項の規定による新許可証交付申請書の受理</u>
(28)	<u>改正古物法附則第3条第3項の規定による許可証の交付</u>
(29)	(略)
(30)	<u>古物法施行規則第5条第9項の規定による書換申請書及び許可証の受理</u>
(31)	(略)
(32)	(略)
(33)	(略)
(34)	(略)
(35)	(略)
(36)	(略)
(37)	(略)
(38)	(略)
(39)	(略)
(40)	(略)
(41)	(略)
(42)	(略)
(43)	(略)
(44)	(略)
(45)	(略)
(46)	(略)
(47)	(略)
(48)	(略)
(49)	(略)
(50)	(略)
(51)	(略)
(52)	(略)
(53)	(略)
(54)	(略)
(55)	(略)
(56)	(略)
(57)	(略)
(58)	(略)
(59)	(略)
(60)	(略)
(61)	(略)
(62)	(略)
(63)	(略)
(略)	
道 路 交 通 法	(1)～(117) (略) (118) <u>道交法第108条の3の4の規定による自転車運転者講習の受講命令</u> (119) <u>道交法第108条の3の5の規定による自転車運転者講習の受講命令等の</u>

(25)	(略)
(26)	(略)
(27)	<u>古物法施行規則第5条第6項の規定による書換申請書及び許可証の受理</u>
(28)	(略)
(29)	<u>古物法施行規則第9条第1項の規定による経由警察署長変更届出書の受理</u>
(30)	(略)
(31)	(略)
(32)	(略)
(33)	(略)
(34)	(略)
(35)	(略)
(36)	(略)
(37)	(略)
(38)	(略)
(39)	(略)
(40)	(略)
(41)	(略)
(42)	(略)
(43)	(略)
(44)	(略)
(45)	(略)
(46)	(略)
(47)	(略)
(48)	(略)
(49)	(略)
(50)	(略)
(51)	(略)
(52)	(略)
(53)	(略)
(54)	(略)
(55)	(略)
(56)	(略)
(57)	(略)
(58)	(略)
(59)	(略)
(60)	(略)
(61)	(略)
(略)	
道 路 交 通 法	(1)～(117) (略)

関係

国家公安委員会への報告

- (120) (略)
- (121) (略)
- (122) (略)
- (123) (略)
- (124) (略)
- (125) (略)
- (126) (略)
- (127) (略)
- (128) (略)
- (129) (略)
- (130) (略)
- (131) (略)
- (132) (略)
- (133) (略)
- (134) (略)
- (135) (略)
- (136) (略)
- (137) (略)
- (138) (略)
- (139) (略)
- (140) (略)
- (141) (略)
- (142) (略)
- (143) (略)
- (144) (略)
- (145) (略)
- (146) (略)
- (147) (略)
- (148) (略)
- (149) (略)
- (150) (略)
- (151) (略)
- (152) (略)
- (153) (略)
- (154) (略)
- (155) (略)
- (156) (略)
- (157) (略)
- (158) (略)
- (159) (略)
- (160) (略)
- (161) (略)
- (162) (略)
- (163) (略)
- (164) (略)
- (165) (略)
- (166) (略)
- (167) (略)
- (168) (略)
- (169) (略)

関係

- (118) (略)
- (119) (略)
- (120) (略)
- (121) (略)
- (122) (略)
- (123) (略)
- (124) (略)
- (125) (略)
- (126) (略)
- (127) (略)
- (128) (略)
- (129) (略)
- (130) (略)
- (131) (略)
- (132) (略)
- (133) (略)
- (134) (略)
- (135) (略)
- (136) (略)
- (137) (略)
- (138) (略)
- (139) (略)
- (140) (略)
- (141) (略)
- (142) (略)
- (143) (略)
- (144) (略)
- (145) (略)
- (146) (略)
- (147) (略)
- (148) (略)
- (149) (略)
- (150) (略)
- (151) (略)
- (152) (略)
- (153) (略)
- (154) (略)
- (155) (略)
- (156) (略)
- (157) (略)
- (158) (略)
- (159) (略)
- (160) (略)
- (161) (略)
- (162) (略)
- (163) (略)
- (164) (略)
- (165) (略)
- (166) (略)
- (167) (略)

(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)
(214) (略)
(215) (略)
(216) (略)
(217) (略)
(218) (略)
(219) (略)
(220) (略)

(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)
(214) (略)
(215) (略)
(216) (略)
(217) (略)
(218) (略)

	(221) (略)		(219) (略)
	(222) (略)		(220) (略)
	(223) (略)		(221) (略)
(略)		(略)	
高滑 齡化 者の 、促 障進 害に 者関 等す のる 移法 動律 等関 の係 円	(略)	高滑 齡化 者の 、促 障進 害に 者関 等す のる 移法 動律 等関 の係 円	(略)
地係 域 再 生 法 関	(1) 地域再生法（平成17年法律第24号） 第17条の36第1項の規定による地域再 生協議会構成員との協議 (2) 地域再生法第17条の44第4項の規定 による国土交通大臣から意見を聴かれ た場合における意見の申述		
(略)		(略)	
重無 要人 施機 設等 のの 周飛 辺行 地の 域禁 の止 上に 空関 にす おる け法 る律 小関 型係	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号) 第9条第3項の 規定による公安委員会への通報	重無 要人 施機 設等 のの 周飛 辺行 地の 域禁 の止 上に 空関 にす おる け法 る律 小関 型係	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 9条第3項の規定による公安委員会への 通報

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。